

共同型都市再構築事業

公共（貸付金）

- 地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
- 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡又は賃貸。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済等で民都機構に返済。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・市街化区域等

<対象事業>

- ・以下のいずれかの建築物を整備する事業であること
(三大都市（東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地）の地域は①又は③に限る)
 - ①防災上有効な施設（防災備蓄倉庫、退避施設等）を有し、かつ、環境に配慮（CASBEE Aクラス以上等）した建築物
 - ②地域の生活に必要な都市機能を有する建築物
 - ※ 教育文化施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、交流・連携施設、情報化基盤施設等を有する建築物
 - ③宿泊施設を有する建築物
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が500㎡以上であること
- ・延床面積が原則2,000㎡以上であること
 - ※ 都市機能誘導区域及び都市再生整備計画区域内では1,000㎡以上（誘導施設※1整備に関する大臣認定事業は延床面積要件を適用しない）
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額
 - ①総事業費の50%
 - ②公共施設等※2の整備費

（都市機能誘導区域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 誘導施設※1 特定都市再生緊急整備地域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※3、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

- ※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
- ※2：公共施設のほか、都市便利施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。
- ※3：外国語対応の医療施設、教育・子育て支援施設、国際会議等用施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）。

具体例

さいたま新都心介護施設計画（埼玉県さいたま市）



○支援内容

- (1) 共同事業者 片倉工業（株）
- (2) 支援額 5億円

○事業内容

- (1) 規模 地上3階地下1階、事業区域面積3,518㎡、延床面積4,404㎡
- (2) 用途 介護施設
- (3) 工期 2014年9月～2015年5月

実績

2012年度～2023年度

支援件数 21件 支援総額 約513億円（都市）
支援件数 2件 支援総額 約 14億円（港湾）